

原議保存期間 10年  
(平成26年12月31日まで)

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁銃発第46号  
平成15年2月7日  
警察庁生活安全局銃器対策課長

## 事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可について

昨今の大型獣類による農林業被害の実態に鑑み、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号にいう「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に対する許可について、適正な運用を徹底するため、下記のとおり取り扱われたい。

### 記

#### 1 許可に当たっての審査について

##### (1) 基本的考え方

農林業被害を防止するためライフル銃を必要とする者であるか否かの判断については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第4条の2第1項第4号に定める書類の内容及びその裏付調査によって認定すること。

##### (2) 「獣類により農林業被害を受けていること」の確認について

申請者の行う農林業の事業に対する獣類による被害について明らかにする、都道府県又は市町村による証明書等の書類を求めるとともに、その内容を確認すること。

なお、各市町村においては、有害鳥獣駆除許可又は被害状況の統計作成の際に被害状況の確認をしているところである。

##### (3) 「ライフル銃が必要」であることの確認について

当該事業が行われている市町村において、各種柵の設置やワナ、散弾銃等を利用した駆除が行われているにもかかわらず被害が発生しており、かつ、当該市町村において、ライフル銃を使用しての有害鳥獣駆除が許可されると認められれば、原則として必要性があると認められる。

したがって、防除措置が講じられていることを明らかにする写真等の提出を求めるとともに、有害鳥獣駆除の実施状況について都道府県又は市町村に確認をするなどして、許可申請者に係るライフル銃所持の必要性を判断すること。

なお、環境庁告示によりライフル銃を使用した捕獲の対象獣類は、クマ、ヒグマ、イノシシ(イノブタを含む。)及びシカに限られているところであり、これら以外の鳥獣による農林業被害については、ライフル銃の必要性は認められない。

## 2 許可の地域について

事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可に当たっては、当該銃砲を使用できる地域を被害防止に必要と認められる地域に限定した上、許可しているところであるが、有害鳥獣駆除の許可は市町村を実施区域としている場合が多いことから、当該地域の限定については市町村単位とすることを原則とし、隣接市町村にまたがって駆除許可がなされているなどの事情があれば、これに応じた範囲とすること。

## 3 事故防止のための指導について

ライフル銃は威力が強いことから、事業に対する被害防止のためのライフル銃の所持許可をするに当たっては、事故防止、射撃練習の励行等について詳細な指導を行うとともに、許可後においても、一斉検査の機会等を通じて、重ねて注意喚起に努めること。

## 4 その他

### (1) 地域の実情に応じた運用について

当該事業が行われている地域における被害状況の推移、駆除の特性等から本通達により難しい場合は、当課あて質疑されたい。

### (2) 農林業以外の事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可について

とどによる漁網破壊等、農林業以外の事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可にあっても、1(1)と同様に適正な審査を行い、必要と認められる場合は適正に許可をすること。

### (3) 証明書に関する参考事例について

1(2)にいう証明書について、現在、北海道警察において使用中の様式を添付するので参考とされたい。

### (4) 広報について

都道府県、市町村及び農業協同組合等の関係団体を通じて、事業被害防止のためのライフル銃の所持許可制度の広報を行うこと。

(参考様式)

事業の被害実態説明書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする事情は、次のとおりであります。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者氏名

印

項目	内容
事業名及び規模	
被害の状況	
捕獲しようとする獣類の種類	
被害を防止するためライフル銃による捕獲を必要とする区域	
猟銃所持経歴	
市区町村長等の証明	上記のとおり事実相違ないことを証明します。 年 月 日 長 印

注1 被害分布図、捕獲を必要とする区域の見取り図を添付すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。